

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年5月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B0172	フライス用語	Glossary of terms for milling cutters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として金属切削用として一般に用いるフライスに関する用語及び定義について規定したもので、1975年に制定され、1982年に、さらに1993年に改正が行われた。今回の改正では、前回の改正から32年が経過していることから、それ以降の最新技術に対応した用語の追加及び見直しを行い、また、改正された他の規格の用語の定義との整合性をとるために、改正を行う必要がある。 なお、現行規格ではISO 3855 (Milling cutters－Nomenclature)を対応国際規格としているが、この規格は各種のフライスなどの図に対して、それを何と呼ぶのかといった規格であり、用語に対する定義はなく、用語規格ではないため、対応国際規格はなしとした。	【期待効果】 今回の改正で最新技術に対応した用語の定義になることによって、生産者だけでなく使用者の製品に対する理解度及び利便性の向上が期待される。 また、他の規格との整合性が取れ、取引の円滑化、産業の合理化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最近の国内市場動向に合わせ、CAD/CAMの普及により使われ始めた「パレル工具」の用語などを追加する。 ・現行規格では「溶着」「構成刃先」の定義が明確ではなかったため、新たに「凝着」を追加し、これらの定義を明確にする。 ・「合金鋼フライス」「クランプフライス」などは、市場では見られなくなったため削除する。 ・時代に応じて使用される言葉が変わるため、「溝削り」を「溝切削」へ変更するなど、用語の見直しを行う。 ・JIS B 0170[切削工具用語(基本)]の改正に伴い、この規格の用語及び定義と整合性を図る。			無	第2条の該当号：5(用語) 対象事項： フライス工具	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いいずれも該当しない。		生産者及び使用者の利便性の向上が図られる	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2025年1月		2
JSA	08 機械要素	改正	B4120	刃先交換インサートー呼び記号の付け方	Indexable inserts for cutting tools－Designation	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、切削用超硬質工具材料を用いる刃先交換チップの呼び記号の付け方について規定したもので、ISO 1832:2012を基に、一部技術的な内容を変更して2013年に改正している。 その後、対応国際規格ISO 1832は、チップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイヤモンドインサートの呼び記号を追加し、2017年に改正された。 対応国際規格の改正から6年経過し、国際規格との整合性が失われていることから、名称の変更や新たに加わったインサート等をこの規格に取り入れ、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正は、対応国際規格の改正点を取り入れ、国際規格との整合性を保つとともに、従来規定されていなかったチップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイヤモンドインサートの呼び記号が明確となり、使用者の製品に対する理解度の向上が期待できることから、生産性の向上、産業の合理化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の改正において追加された「チップ付きインサート」は、現行規格の名称だと「チップ付きチップ」となるため、Insertは「インサート」、tipは「チップ」とし、規格名称も「刃先交換インサートー呼び記号の付け方」に改める。 ・対応国際規格で追加されたチップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイヤモンドインサートの呼び記号を追加する。 ・呼び記号の構成要素及び配列順序において、構成要素に「送り方向」などを追加し、そのために順序を改める。 ・推奨記号として、「チップ付きコーナの個数」「チップ付き切れ刃の長さ」などを新たに規定する。	—	ISO 1832:2017	MOD	第2条の該当号：5(記号) 対象事項： 刃先交換チップ	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： いいずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2024年1月	25.100.01	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年5月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	02 計測計量	改正	B7610	重錘形圧力天びん	Pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造又は内包型構造のピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力の計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するために必要な計量・技術上の要求事項及び試験方法について規定し、1994年に発行されたOIML R110を基に2012年に改正されたものである。その後、2013年にJIS B 7616(重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法)が制定されたことから、有効断面積の決定に関する規定で重複している事項は、B 7616を引用し重複規定を避ける必要がある。また、不確かさの規定についてもJIS B 7616の規定が適用できる事項については、B 7616を引用することとし、重複を避ける必要がある。このほか、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定されたのに伴い、これへの整合を図る必要がある。このような状況から、関連するJISとの調整を図るとともに実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錘形圧力天びんの信頼性が向上し、継続的に計量性能が担保された製品が市場に供給されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.11(不確かさ)の記述について、JIS B 7616の(11 発生圧力値の不確かさ)においてより詳細に規定されていることから、これを引用して、製造上必要な規定に絞り記載する。 ・附属書A(A.4.3有効断面積の決定)については、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)と非常に近い規定内容となっているため、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)を引用して、規定の整合性を図り簡素化する。		OIML R110:1994	MOD	第2条の該当号：1(性能) 対象事項：重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点：ア、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月		4
JSA	02 計測計量	改正	B7616	重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法	Operation and calibration procedures of pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造及びそれに準じるピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するための使用方法及び校正方法について規定し、2013年に改正されているが、その後、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定され、主としてJIS B 7610及びJIS B 7616で定められた重錘形圧力天びんを標準器としてデジタル圧力計を校正する方法が定められている。しかし、圧力計測に関わる用語の使い方などに一部不整合があるため、この規格においてもこれらの圧力計測に関連するJISに整合する必要がある。また、同時に改正を行うJIS B 7610(重錘形圧力天びんの製造と精度等級のJIS)で規定している有効断面積の決定に関する規定や不確かさの規定において、相互の規定内容に重複がないような規定とすべきとの指摘があり、規定の振り分けを行う必要がある。さらに、与えられた発生圧力値を補正して計算する場合の式を改める必要がある。このような状況から、近年の技術の実態に即し、より適正な校正が可能となるJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錘形圧力天びんの校正及び不確かさ評価方法の統一、高度化が進み圧力の計量トレーサビリティの確保と各種圧力計の製品評価精度の向上に資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・重錘形圧力天びんの校正方法において、類似の校正方法規格の技術規定及び用語などに一部不整合があるため、これらの整合を図る。 ・有効断面積の決定や不確かさにおいて、重錘形圧力天びんの製品規格との重複規定を避け、それぞれに振り分けて規定する。 ・重錘形圧力天びんの圧力基準高さの発生圧力高さを補正する式を実態に即した式に改める。 ・参考文献に、旧JIS B7547の記載があるが、本文中で参照している箇所がないことから、12.7.1(参照標準器による不確かさ)などの箇条でJIS B7547-1の該当箇所を参照することを検討する。			無	第2条の該当号：2(使用方法) 対象事項：重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点：ア、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		JCSS(計量法校正事業者登録制度)などの適合性認定において活用される。	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年5月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	01 基本	改正	B7726	ロックウェル硬さ試験－試験機及び圧子の検証及び校正	Rockwell hardness test－Verification and calibration of testing machines and indenters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の直接検証方法及び間接検証方法について規定するものである。試験機の重要な構成要素である試験力発生機構には、従来の錘を用いた機械的制御方式ではなく、電気的フィードバック制御を実装したものが増加している。電気的フィードバック制御を採用した試験機では、試験力及び押し込み深さの検証時において、機械的制御の試験機とは異なる留意点が存在するため、電気的フィードバック制御の試験機で必要となる検証要件を規定する必要がある。このため、対応国際規格と整合させ、必要となる検証方法を規定することが必要である。 また、球圧子の材質について、現行のJISでは鋼材と超硬合金の2種類が定義されているが、対応国際規格では超硬合金が標準とされている。前回の改正時に、次回改正において超硬合金を標準とし、対応国際規格に整合させることを記載しており、今回の改正でこれを実施することが必要である。	【期待効果】 既に市場に一定数出回っている電気的フィードバック制御を実装した試験機に対する検証方法を規定することは、使用者及び製造業者にとって合理的でありコスト削減につながる。また、球圧子の材料を超硬合金に標準とすることで、基準片の供給者が提供すべきスケールが統廃合され、コスト削減が実現できる。また、スケールの削減により、取引当事者間の取引条件が単純化されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験力の検証及び校正(箇条6)では、錘を用いた試験機の構造上、圧子軸の移動範囲により試験力が変化するため3か所の位置で試験力を校正することと規定しているが、閉ループ制御を備えた試験力制御システムの場合は、発生している試験力をモニタしながら目的の試験力を発生するため移動範囲による試験力の変化がないため、1か所の位置で校正することに減ずることを可能とする規定を追加する。 ・押し込み深さ測定装置の校正及び検証(箇条6)では、全領域に対して均等な4区間以上を測定することと規定しているので、各区分間に対し一回の測定で評価可能と理解できるが、測定の系統誤差、偶然誤差、過失誤差の影響を小さくするため、測定回数要件を追加して、各区分間に対し3回測定して評価する規定に変更する。 ・間接検証(箇条7)において、鋼球を使用したスケールを廃止し、超硬合金球のスケールだけに変更する。		ISO 6508-2	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鋳工業品(ロックウェル硬さ試験機)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月			1
JSA	01 基本	改正	B7730	ロックウェル硬さ試験－基準片の校正	Rockwell hardness test－Calibration of reference blocks	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の間接検証、試験機の日常の精度管理などに使用する硬さ基準片の校正方法について規定したものである。今回、対応国際規格であるISO 6508-3が2023年に改訂され、校正用試験機に対する要求事項が細分化され、事業者間比較試験要求も追加された。この規格も国際間取引の円滑化及び事業者間比較試験による事業者間のばらつき改善を主目的として改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に整合させることにより、硬さ基準片の事業者間差の縮小に繋がり、校正の信頼性の向上が期待される。また、国内市場で利用される硬さ試験機の精度管理の利便性、信頼性向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・校正用試験機(箇条5)の内容をJIS B 7726(ロックウェル硬さ試験機の校正)に倣い、より細分化する。 ・事業者間のばらつきを改善する目的で新たに技能試験のような事業者間試験についての項目を追加する。 ・対応国際規格に追加された校正用試験機の附属書Dを現行JISの附属書JAと統合して規定する。		ISO 6508-3	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鋳工業品(ロックウェル硬さ試験片)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月			1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年5月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B8102	蒸気タービン—受渡試験方法	Steam turbines—Acceptance test	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に関するタービン室熱効率又は熱消費率などの保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2012年の最終改正から10年以上が経過しており、基礎となるIEC 60953-2:1990は、多様化する蒸気タービンの構成及び精度に対し単一の性能試験規格によって対応することができなくなり、新たな基本規格と各種追加の部規格とを組み合わせる規格体系への変更が行われた。これによって、対応国際規格であったIEC60932-2は、新たにIEC 60953-0:2022, Rules for steam turbine thermal acceptance tests - Part 0:Wide range of accuracy for various types and size of turbineに置き換えられた。また、予測される試験結果測定不確かさの低減について、“コンバインドサイクルの復水タービン”などの低減要因の追加が行われている。 こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。 さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格をIEC 60953-0:2022に変更し、内容を反映する。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・用語の追加(「原子力用熱負荷容量」など) ・予測される試験結果測定不確かさの低減について要因を追加する。	—	IEC 60953-0:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月	27.040	5
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法(追補)	Methods for model tests of hydraulic turbine and reversible pump-turbine	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、実物の水車及びポンプ水車の受渡試験に適用する模型水車及び模型ポンプ水車で行う模型試験方法について規定したものである。この規格は、IEC 60193及びIEC62097との差異が大きくなってきたこと、関連団体規格(JSME S008:2018)から物理現象に立脚した損失評価に基づいた水車性能換算法が改訂された背景を踏まえて、IEC 60193:2019を基礎としてJSME S008の換算理論をJIS独自に取り入れて2022年に全面的に改正した。その後、反動水車効率換算法のIEC 62097との比較(附属書E)において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、IEC 60193の換算法ではなく、この規格に取り入れた物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)にすべきといったことが指摘されるなど、より明確化を図るために追補改正が必要である。	【期待効果】 本改正によって、受渡試験に適用する模型試験方法がより明確なものとなり、規格利用時に適切な理解が得られるとともに、取引の円滑化も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・比エネルギーに関する用語において、キャピテーション係数0の定義をより適切な表記とするため、“キャピテーション係数”の後に“0”を明記する。 ・圧力測定の測定孔及び接続配管の圧力配管において、より適切な内容とするため、“6 mm以下”を“ 6 mm以上”に改める。 ・IEC 62097換算法との比較において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、より適切なものとするため、物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)に改める。	—	IEC 60193:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 水力発電設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年5月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B8105	蒸気タービン―受渡試験方法―改造時の性能確認	Steam turbines―Acceptance test―Thermal performance verification tests of retrofitted steam turbines	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に、幾つかの設備変更を伴う改造を行った改造蒸気タービンの性能確認方法について、タービン全体又はタービン部品の改造による性能保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2004年の制定から約20年が経過しており、近年の技術進歩に伴い、対応国際規格群においては規格体系の見直しが行われた。これによって、対応国際規格であるIEC 60953-3:2022は、引用する基本規格がIEC 60953-2:1990からIEC 60953-0:2022に改訂され、保証タイプについての指針が追加され、測定の不確かさはIECガイド98により整合するなどの改訂も行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用する基本の規格をIEC 60953-0:2022に変更し、附属書L(温度変化方法)の削除などを行う。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・測定方法の見直し ・保証タイプの詳細な指針を追加 ・測定の不確かさはIECガイド98により整合させる。	—	IEC 60953-3:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: い、ずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月	27.040	5
JSA	08 機械要素	改正	B8390-2	空気圧―圧縮性流体用機器の流量特性試験方法―第2部:代替試験方法	Pneumatic fluid power – Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids – Part 2: Alternative test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、圧縮性流体、すなわち、気体を使用する空気圧機器の流量特性を決定するための代替試験方法として充填試験及び放出試験について規定したもので、空気圧機器の能力をカタログに表示するために必要な試験方法である。この規格で規定する試験方法は、等温化タンクという金属繊維を充填した特殊なタンクを用いることによって、JIS B 8390-1(空気圧―圧縮性流体用機器の流量特性試験方法―第1部:通則及び定常流れ試験方法)の試験方法に比べ、試験時間の短縮と使用する圧縮空気量の低減ができる。 この規格は、対応国際規格ISO 6358-2(Pneumatic fluid power―Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids―Part 2: Alternative test methods)を基に2018年に制定されたが、空気圧機器の製造業者によってこの規格の規定通りに実際に試験を実施すると、試験装置及び試験手順に不明確なところが現れた。試験装置では、圧力データの個数が1000個以上必要であるが、規定通りにサンプリング時間を設定しても1000個を満たさない場合があった。また、試験手順では、コンダクタンス特性グラフでコンダクタンスに飽和領域が現れない場合があった。対応国際規格は2019年に改正され、試験装置及び試験手順のこれらの問題に対する対処方法が追加された。対応国際規格に整合し、これらの問題への対処方法を追加するため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となり、試験方法が適切かつ明確になることから、取引の公正化、相互理解の促進ならびに、国際競争力の向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置において、圧力データの個数が1000個に満たない場合、サンプリング間隔を短くし、圧力データの個数が1000個以上になるようにするという対処方法を追加する。 ・試験手順において、コンダクタンスの飽和領域が現れなかった場合、放出試験では、等温化タンク内の充填圧力を高く設定し、充填試験では、等温化タンク内の初期真空圧力を低く設定し、飽和領域が現れるようするという対処方法を追加する。	—	ISO 6358-2:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: い、ずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年5月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C1302	絶縁抵抗計	Insulation resistance testers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61557-1:2007及びIEC 61557-2:2007を基に、電池を内蔵する定格測定電圧1000V以下の絶縁抵抗計について規定した規格である。 IEC 61557-1及びIEC 61557-2は、低電圧配電システムのさらなる安全性の向上、測定不確かさの他規格との整合、測定カテゴリに関する要求事項の追加などを取り込み、2019年に改正された。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、使用者の安全性が向上し、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格の改正に伴い“測定不確かさ”及び“定格表示値”を追加する。 ・要求事項において、対応国際規格の改正に伴い動作不確かさの算出式を変更する。また、使用者の安全性向上のため製品へ定格対地電圧及び測定カテゴリの表記要求を追加する。 ・環境の影響として、使用者の安全性向上のためハザード指示器並びに残留電圧放電時の要求事項及び試験方法の記載を追加する。		IEC 61557-1:2019、IEC 61557-2:2019	MOD	第2条の該当号：1(種類、型式、性能、耐久度、) 対象事項：絶縁抵抗計	法律の目的に適合している。	利点： イ、エ、カ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2024年4月	17.220.20; 29.080.01; 29.240.01	4
JSA	05 電気	改正	C1910-1	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部：測定器に対する要求事項	Measurement of DC magnetic, AC magnetic and AC electric fields from 1 Hz to 100 kHz with regard to exposure of human beings – Part 1: Requirements for measuring instruments	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直流磁界並びに1 Hz～100 kHzの周波数帯域の準静的磁界及び電界への人体へのばく露レベルを評価するために、磁界及び電界の強度測定に用いる測定器について規定したもので、IEC 61786-1を基に、2013年に制定された。IEC 61786-1は、その後、2024年に、電磁両立性(EMC)に関する引用規格の改訂の反映を目的として、Amendment1が発行された。この変更によって、特にイミュニティ要求事項が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、誤動作などが起きづらい電磁界測定が可能となり性能の改善に寄与する。また、国際的に共通の要求事項の下で方法を規定することによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定器の仕様について以下の修正を行う。 －機器のイミュニティ・エミッション要求に関する引用規格をアップデートする。 －対応国際規格の“should”→“shall”への変更に伴う修正を行う。 －3軸の磁界測定器を使用することを推奨するとともにアナログメータに関する記載を削除する。 －電界計の支持棒の例として木製の指示棒を追加する。 ・校正に関する文書の記載事項について、「校正対象測定器の記述、状態及び明確な識別」を「校正対象測定器名、シリアルナンバーおよび状態の記述」とする。		IEC 61786-1	IDT	第2条の該当号：4(性能) 対象事項：電磁界強度測定器	法律の目的に適合している。	利点： ア、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定

<

<

<

<

<

